第35回全国産業用無人ヘリコプター飛行技術競技大会
及び技術研修会開催要領

［技術研修会］

1．　目　的

産業用無人ヘリコプターによる諸作業の推進と安全運行の啓発に努め、効率的かつ安全な作業の実施に寄与するとともに、最近の農業情勢等についての知見を深める。

2．　主　催

一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会
及び全国農林航空事業推進協議会

3．後　援　　農林水産省、国土交通省（申請中）

4．開催要領

（1）　開催日時：令和8年11月10日（火）13：30受付開始

（2）　実施場所：ホテル東日本宇都宮　栃木県宇都宮市上大曽町492-1

5．研修内容

演題1：「航空法のルールと無人航空機の安全飛行について(仮称)」［検討中］

14：10～15：00(50分)

講師：　国土交通省航空局　安全部無人航空機安全課

休　憩　15：00～15：10(10分)

演題2：「農業支援サービス事業の推進（仮称）」［検討中］

15：10～16：00(50分)

講師：　農林水産省　農産局　技術普及課

6．参集範囲

（1）産業用無人ヘリコプターオペレーター

（2）産業用無人ヘリコプターに係わる関係者（メーカー、実施主体等）

（3）都道府県植物防疫担当者　その他

［飛行競技大会］

1．　目 的

産業用無人ヘリコプターによる諸作業の推進と安全運行の啓発に努め、効率的かつ安全な作業の実施に寄与するとともに、会員相互の情報交流を図る。

2．　主 催

（一社）農林水産航空・農業支援サービス協会

及び全国農林航空事業推進協議会

3．　後 援　　農林水産省、国土交通省（申請中）

4．開催要領

（1）実施日時：令和８年 11 月 11 日（水）８：３０～１５：３０

（雨天等で当日実施できない場合は、中止）

（2）実施場所　飛行技術競技大会：宇都宮市運動公園道場宿緑地

宇都宮市道場宿上河原地先

（3）競技参加者資格

競技参加者は、（一社）農林水産航空・農業支援サービス協会認定の「産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定証（指導員を含む）」を有する者とする。

1）競技参加者

① 競技参加者は、都道府県の無人ヘリコプター推進協議会等（以下、「団体等」という。）が推薦するオペレーター及びナビゲーターで、都道府県別予選会等により選出された者とする。

② 団体等がない都道府県は、全国農林航空事業推進協議会の企業会員及び事業協力会員が推薦するオペレーター及びナビゲーターとする。

2）選定組数

選定組数は、原則として１団体等から２～４組以内とする。ナビゲーターの掛け持ちはできない。

（４）競技参加組数

	競技部門	参加組数 （前年 計画）	備　　考
1	前後進飛行Ａの部	３０	技能認定証取得後５年未満
2	前後進飛行Ｂの部	３０	技能認定証取得後５年以上
3	対面飛行の部	１０	
4	女子の部	5	
	合　　計	７５	

（５）競技方法

①　個人戦（オペレーターとナビゲーターのペア）

競技部門別に、標準散布飛行を行い、飛行の安定度及び技能の精度等を競う。飛行方法は、前後進飛行または対面飛行とする。

②　都道府県別対抗団体戦

個人戦成績の都道府県別平均点と個人戦の受賞にかかる加点により競う。

（６）審査項目

① 飛行の安定度（高度、速度、直進性、離着陸、オーバーラン等）

② 技能の精度（散布液の吐出開始・停止）

③ 周囲、機体等への安全確認

なお、審査内容は、別に定める審査規程による。

５．選手等参加費用

（１）オペレーター・ナビゲーター

オペレーター・ナビゲーターとも、一人１8, ７００円（税込み）とする（交流会代を含む)。ただし、全国農林航空事業推進協議会の個人会員は一人１3, ２００円（税込み）とする。参加費用は後日請求書を発行する（当日８時１５分までに受付すること)。

（２）応援者等（交流会参加者）

交流会代として、6,6００円(税込み)を後日請求書発行により徴収する。

（３）その他

大会当日、参加者の昼食は、主催者側で用意する。

６．表　彰

（１）個人戦（オペレーターとナビゲーターのペア）

①農林水産大臣賞

最も技能優秀な者（組）　　（１組　２点）

②農林水産省消費・安全局長賞

各部門で、優秀な者（組）　　（4 組　8 点）

③（一社）農林水産航空・農業支援サービス協会賞

各部門で、優良な者（組）　（4 組　8 点）

④全国農林航空事業推進協議会長賞

各部門で、優れた者（組）（4 組　8 点）

（２）都道府県別対抗団体戦

都道府県別参加チームの総合得点の平均点と個人戦の受賞にかかる加点により算出して、優秀な都道府県別に順位付けする。表彰は農林水産航空・農業支援サービス協会長賞（1～3 位）とする。

７．申し込み

都道府県別の競技参加者を、都道府県協議会及び関係会社等で取りまとめ、１０月　１５日（木）までに、大会事務局に申し込むこと。

８．日　程

令和 8 年 11 月 11 日(水)

（１）受　付　　７：５０～

（２）開　会　　８：３０～

（３）閉　会　　１５：３０

９．選手等の宿泊場所

宿泊は、各自または各団体等でご手配下さい。

１０．交流会

交流会を、11 月 10 日(火）１６：１５より（「技術研修会」の終了後）開催します。

１１．大会事務局担当者

（１）一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会

（２）事前連絡先電話番号　　０３－３２３４－３３８０

（担当者：五月女、内藤、座間）

（参考）

競技大会「宇都宮市運動公園道場宿緑地」へのアクセス

（１）JR 利用の場合

○ 宇都宮駅西口３番のりばより JR バス関東で「茂木」行き「道場宿郵便局前」下車徒歩約８分

（２）車利用の場合

○　東北自動車道 宇都宮 IC より車で 25 分（約 15km）
東北自動車道 鹿沼 IC より車で 40 分（約 20km）
北関東自動車道 宇都宮上三川 IC より車で 20 分（約 13km）

○　ホテル東日本宇都宮から約 25 分(約 11km)

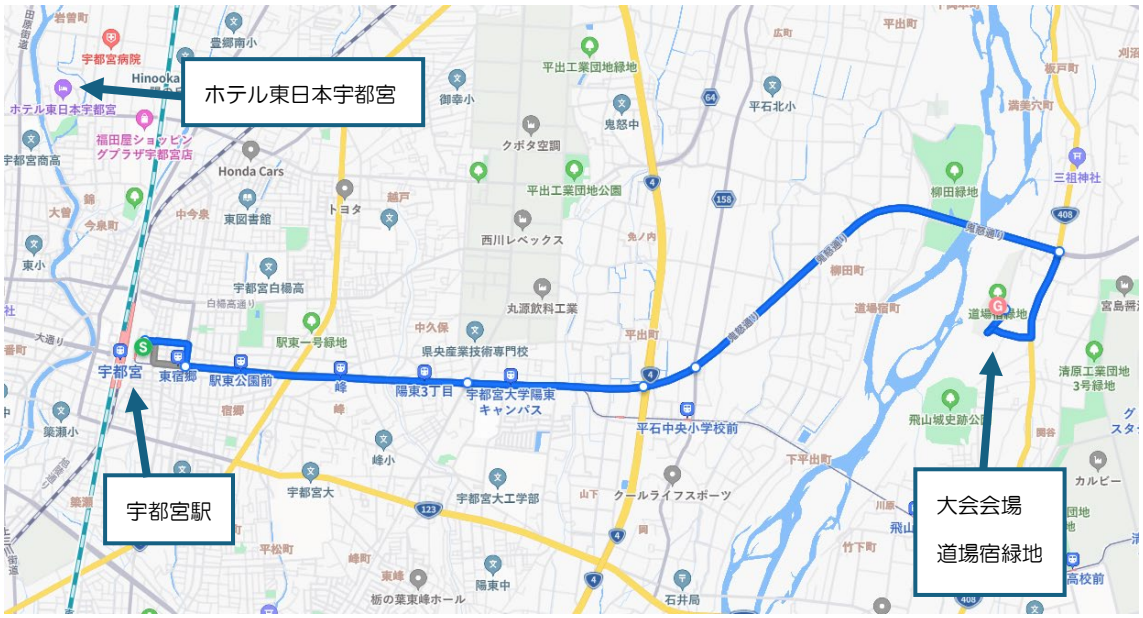

JR 宇都宮駅東口より車にて 20 分

東北自動車道 宇都宮 IC より 25 分

東北自動車道 鹿沼 IC より 40 分

関越自動車道 宇都宮上三川 IC より 20 分

別紙２

第３５回　全国産業用無人ヘリコプター飛行技術競技大会審査規定（案）

（審　査）

第１　全国産業用無人ヘリコプター飛行技術競技大会（以下「競技大会」という。）で行う操縦技能の審査は、この競技大会審査規定による。

（審査対象となる競技部門）

第２　審査の対象となる競技部門は、前後進飛行の技能を有する者を２部門（技能認定証取得年の５年未満と５年以上で分ける。）と対面飛行の技能を有する部門、女子の部の４部門とする。

（審査会）

第３　競技の審査を行うために、競技審査会を置く。

この競技審査会は、全国農林航空事業推進協議会、企業会員並びに事業協力会員の関係者、農林水産航空・農業支援サービス協会関係職員等をもって構成する。競技審査会には、審査委員長を置き、審査委員長、審査長及び審査員は主催者である協会長が委嘱する。

（競技方法）

第４　ナビゲーターは、競技者（オペレーター）が人選し、掛け持ちは行わない。また、大会１週間前以降のオペレーター・ナビゲーターの変更は、認められない。

（１）競技要領（審査図参照）

競技部門（区分）別に、オペレーターとナビゲーターのペア毎に、審査図に規定された散布飛行コースを順路に従って水を散布しながら標準散布飛行を行い、飛行の安定度と操縦技能の精度等を競う。

（２）競技内容

①　スタート地点は、主催者による設定位置とし、競技中の風向による変更はしない。

②　周囲の安全確認の後、エンジンを始動させる。

③　審査員の笛によるスタートの合図で、機体を離陸させる。

④　オペレーターは、機体離陸から着陸までの飛行時間中、スタートラインの手前に引かれた２５ｍラインを超えてはならない。

⑤　ヘリコプターを離陸場所上空３ｍでホバリングさせ、吐出確認（散布スイッチを操作し赤色ランプの点灯）させる。

散布装置に異常がある場合は、審査員にその旨を申告し、指示を仰ぐ。

⑥　散布装置が正常に機能していることを確認できたら機体をスタート地点に移動させる。次いで、スタートライン地点から水を散布（赤色ランプの点滅確認）しながらの飛行に移る。

⑦　機体の通過等の測定位置は、マスト位置（以下「機体」という。）とする。

コース間の距離及び飛行諸元は、

ア．スタートからエンドラインまでの距離は６０ｍとする。

イ．飛行速度　　１５ｋｍ／時とする。

ウ．飛行高度（地上）　３ｍとする。高度位置は散布装置のブームとする。

エ．飛行間隔　　７．５ｍとする。

⑧　散布飛行は、各コースで行い、散布装置の操作は、オペレーター又はナビゲーターが行う。

⑨　スタートラインとエンドライン間での旋回をしてはならない。

⑩　散布飛行をフィニッシュした後、機体をヘリポート（スタート地点）上空３ｍまで移動させ確実にホバリングし、笛の合図で着陸させる。

⑪　着陸後、エンジンを停止させる。

（審査方法）

第５　審査は、審査項目別に、下記（１）から（３）の項目の評点を集計した合計点が、最も優秀な者から順位を決める。（満点は、２，８６０点とする。）

評点は、減点方式とする。同点の場合には、審査員の合議により、審査委員長がこれを決定する。

（１）［審査員Ａ－１・２］

＊飛行の安定度等、下記の審査項目により評価する。

①周囲への安全確認　----------３０点

②垂直上昇（着陸地点からのズレ）　----------３０点

③ホバリングの安定度　----------３０点

④ホバリング高度　----------３０点

⑤吐出確認（ホバリング中）　----------３０点

⑥散布飛行中の進入（ズレ）　----------３０点×６回 --------１８０点

⑦散布幅の維持　----------３０点×６回 --------１８０点

⑧着陸時の垂直下降と着陸

ア．ホバリングの安定度　----------３０点

イ．ホバリングの高度　----------３０点

ウ．垂直下降の安定度　----------３０点

エ．着陸地点のズレ　----------３０点

オ．着陸後の機体操作（エンジン停止）----------３０点

カ．メインローター停止前のセーフティライン踏み越し----------３０点

（２）［審査員Ｂ－１］

＊ホバリングからスタート地点への経路

①垂直上昇（離陸地点からのズレ）----------３０点

②散布飛行前のスタートラインとのズレ

ア．スタートラインを越えた----------３０点

イ．オペレーター側の５～１０m以内 ----------３０点

ウ．オペレーター側の１０m～２０m以内 ----------５０点

エ．オペレーター側の２０m以上 ----------失　格

＊飛行の安定度等、下記の審査項目により評価する。

散布飛行中の確認項目

①　散布開始位置（位置の精度）----------３０点×３回------９０点

②　散布停止位置（位置の精度）----------３０点×３回------９０点

③　散布時の高度維持（高度のズレ） ----------３０点×６回----１８０点

④スタートラインとのズレ

ア．スタートラインを超した ----------３０点×２回-------６０点

イ．オペレーター側の５～１０m以内 ----------３０点×２回-------６０点

ウ．オペレーター側の１０～２０m以内 ----------５０点×２回----１００点

エ．オペレーター側の２０m以上 ----------失　格

散布終了してからのスタートラインとのズレ

ア．スタートラインを超した ----------３０点

イ．オペレーター側の５～１０m以内 ----------３０点

ウ．オペレーター側の１０～２０m以内 ----------５０点

エ．オペレーター側の２０m以上 ----------失　格

飛行速度の正確性は、下記の審査項目により評価する。

１コースから６コースまでの散布飛行時間を記録 ----------５０点

＊飛行基準時間は、１２１.４秒（片道１４.４秒、移動・旋回７秒）とし、

基準時間から１秒単位の増減毎に２点を減じる。

（３）［審査員Ｂ－２］

＊飛行の安定度等、下記の審査項目により評価する。

①散布時の速度維持 ----------３０点×６回------１８０点

②散布時の高度維持 ----------３０点×６回------１８０点

③散布停止位置 ----------３０点×３回---------９０点

④散布開始位置　----------３０点×３回---------９０点

⑤エンドラインとのズレ

ア．エンドライン手前　----------３０点×３回----------９０点

イ．ナビゲーター側の５ｍ～１０ｍ以内　--------３０点×３回----------９０点

ウ．ナビゲーター側の１０ｍ～２０ｍ以内　------５０点×３回--------１５０点

エ．ナビゲーター側の２０ｍ以上　----------１００点×３回--------３００点

（４）使用する機体等について

① ヘルメット、トランシーバー、計測機器の持ち込みは自由とする。但し、実施前に周波数をチェックしておくものとする。

② 機種は、ＦＡＺＥＲ Ｒ、 ＹＦ３９０ＡＸとし、散布装置は、機種に合わせたものとする。

③ 競技用機体は、吐出確認用ランプ（赤色）を取り付ける。

④ 飛行モード、GPS の自由使用

（５）失格事項

①　飛行コースを間違った場合

②　機体を墜落又は審査員の指示なく不時着させた場合

③　機体を立ち木などに接触させた場合

④　審査員などが危険飛行と見なし、補助操作をした場合

⑤　機体とオペレーター・ナビゲーターとの距離が２０ｍ以内に近づいた場合

⑥　飛行中オペレーターがセーフティラインを越えた場合

⑦　失格事項による競技の中止は審査長が指示する。

（異議の申し立て等）

第６　競技者は、審査員がスタート合図をした以降、機体・散布装置点検による不具合以外、競技内容について異議を申し立てることはできない。但し、散布飛行競技中、審査長の指示により中断した場合は、審査長・審査員の合議により、再競技の可否を決定する。

（審査報告）

第７　審査委員長は、審査結果を確認し、大会会長に報告する。

（授　賞）

第８　大会会長は、審査結果に基づき、次の賞を決定する。

（１）個人戦（オペレーターとナビゲーターのペア）

①最も技能優秀な者（組）に、農林水産大臣賞（申請予定）

②各部門で、優秀な者（組）に、農林水産省消費・安全局長賞（申請予定）

③各部門で、優良な者（組）に、（一社）農林水産航空・農業支援サービス協会長賞

④各部門で、優れた者（組）に、全国農林航空事業推進協議会長賞

（２）団体戦（都道府県別）

優秀な都道府県別に順位を付け（1 位～3 位）に、（一社）農林水産航空・農業支援サービス協会長賞

（その他）

第９　その他、審査に関し必要な事項は、大会会長の指示によるものとする。

審査図（審査規定第４の（１）関係）

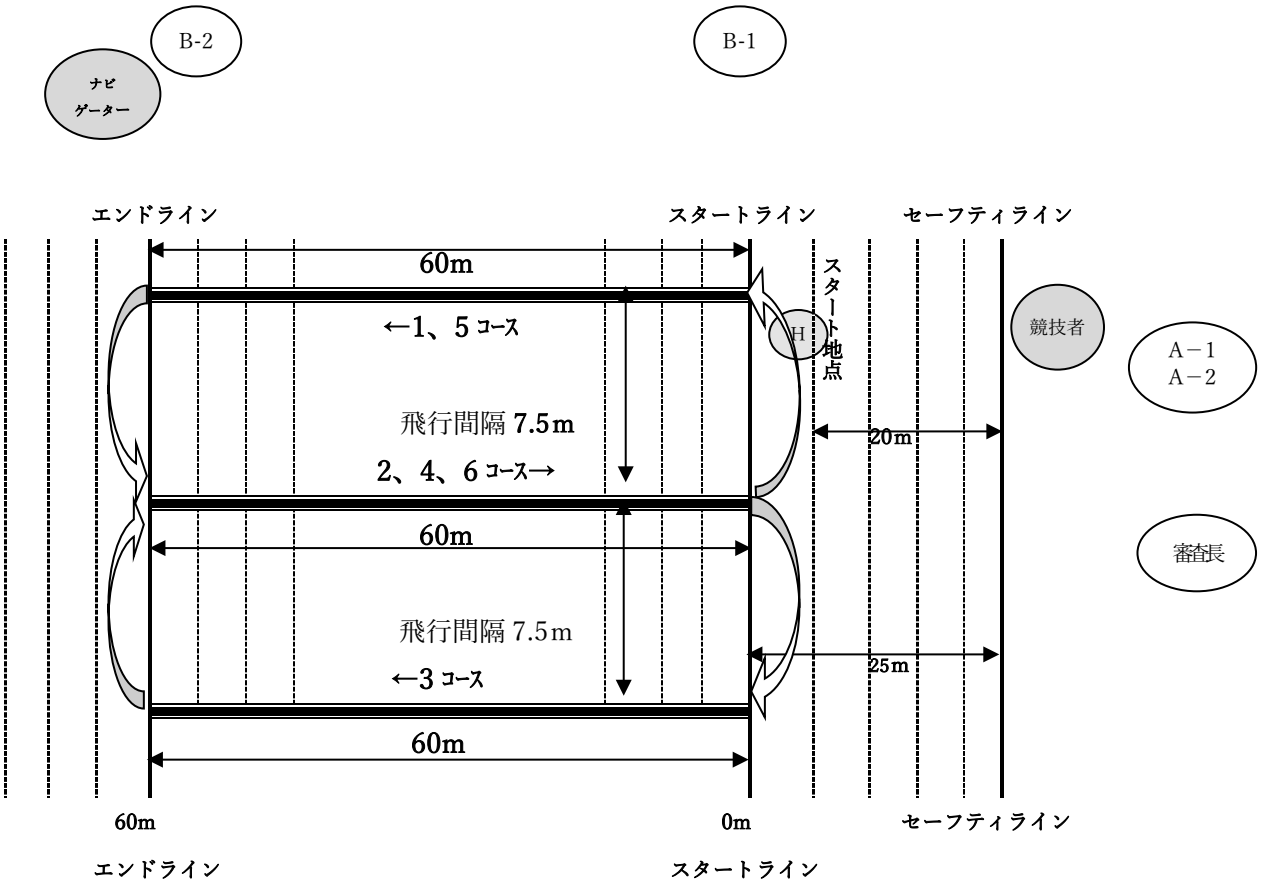

離発着場所：　H

審査員：　審査長、Ａ－１、Ａ－２、Ｂ－１、Ｂ－２